

第六十五号議案

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「八十八円」を「八十九円」に、「二万八百元」を「二万三百円」に改める。

別表第三電柱及び標識の項中「百三元」を「百五円」に改め、同表水道管、下水道管及びガスパ管並びに電線の項から変圧塔及びマンホールの類の項までの規定中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「三十六円」を「三十七円」に改め、同表公衆電話所の項中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表地下の占用物件の項中「九十二円」を「九十四円」に、「四十六円」を「四十七円」に改め、同表高架の占用物件の項中「四十六円」を「四十七円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項から太陽電池発電施設の項までの規定中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「七百三十六円」を「七百五十二円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「千百五十円」を「千百七十五円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料及び占用料の上限額を改定する必要がある。